別紙

	請求に係る保有個人情報の内容	非開示部分	非　開　示　の　理　由
1	患者診療録（〇/〇/〇） （P〇）	診療経過記録（〇:〇） （当院退院後の経過）	開示を前提として記録を作成しなければならないと、本人の感情や反応を考慮して記載内容が簡略化するなど消極化、形骸化するおそれがあり、精神障害者の医療及び保護を目的とした医療保護入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例１６条第６号）
2	患者診療録（〇/〇/〇） （P〇からP〇）	診療経過記録（〇:〇） （生活史・現病歴）	開示を前提として記録を作成しなければならないと、本人の感情や反応を考慮して記載内容が簡略化するなど消極化、形骸化するおそれがあり、精神障害者の医療及び保護を目的とした医療保護入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例１６条第６号）
3	患者診療録（〇/〇/〇） （P〇～P〇）	診療経過記録（〇:〇）	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの。（条例１６条第２号） 開示を前提として記録を作成しなければならないと、本人の感情や反応を考慮して記載内容が簡略化するなど消極化、形骸化するおそれがあり、精神障害者の医療及び保護を目的とした医療保護入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例１６条第６号）
4	患者診療録（〇/〇/〇） （P〇）	診療経過記録（〇:〇）	開示を前提として記録を作成しなければならないと、本人の感情や反応を考慮して記載内容が簡略化するなど消極化、形骸化するおそれがあり、精神障害者の医療及び保護を目的とした医療保護入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例１６条第６号）
5	患者診療録（〇/〇/〇） （P〇）	図１から図３	当院の要請により他の医療機関から、開示しないことを条件に任意に提供された情報であり、開示することにより当該の医療機関での今後の治療に支障が生じる恐れがあり、当該の医療機関との信頼関係が損なわれる恐れがあるため（条例１６条第６号）
6	患者診療録（〇/〇/〇） （P〇）	図４	当院の要請により他の医療機関から、開示しないことを条件に任意に提供された情報であり、開示することにより当該の医療機関での今後の治療に支障が生じる恐れがあり、当該の医療機関との信頼関係が損なわれる恐れがあるため（条例１６条第６号）
7	患者診療録（〇/〇/〇） （P〇）	診療情報提供書	当院の要請により他の医療機関から、開示しないことを条件に任意に提供された情報であり、開示することにより当該の医療機関での今後の治療に支障が生じる恐れがあり、当該の医療機関との信頼関係が損なわれる恐れがあるため（条例１６条第６号）
8	患者診療録（〇/〇/〇） （P〇からP〇まで）	診療情報提供書	当院の要請により他の医療機関から、開示しないことを条件に任意に提供された情報であり、開示することにより当該の医療機関での今後の治療に支障が生じる恐れがあり、当該の医療機関との信頼関係が損なわれる恐れがあるため（条例１６条第６号）
9	患者診療録（〇/〇/〇） （P〇）	診療情報提供書	当院の要請により他の医療機関から、開示しないことを条件に任意に提供された情報の存在を示唆するため、開示することにより当該の医療機関での今後の治療に支障が生じる恐れがあり、当該の医療機関との信頼関係が損なわれる恐れがあるため（条例１６条第６号）
10	患者診療録（〇/〇/〇） （P〇）	医療福祉相談援助報告 記録（〇:〇）	開示を前提として記録を作成しなければならないと、本人の感情や反応を考慮して記載内容が簡略化するなど消極化、形骸化するおそれがあり、精神障害者の医療及び保護を目的とした医療保護入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例１６条第６号）
11	患者診療録（〇/〇/〇） （P〇）	診療経過記録（〇:〇） 診療経過記録（〇:〇）	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの。（条例１６条第２号）
12	患者診療録（〇/〇/〇） （P〇からP〇）	診療経過記録（〇:〇）	開示を前提として記録を作成しなければならないと、本人の感情や反応を考慮して記載内容が簡略化するなど消極化、形骸化するおそれがあり、精神障害者の医療及び保護を目的とした医療保護入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例１６条第６号）
13	患者診療録（〇/〇/〇） （P〇）	診療経過記録（〇:〇）	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの。（条例１６条第２号）
14	患者診療録（〇/〇/〇） （P〇）	診療経過記録（〇:〇）	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの。（条例１６条第２号） 開示を前提として記録を作成しなければならないと、本人の感情や反応を考慮して記載内容が簡略化するなど消極化、形骸化するおそれがあり、精神障害者の医療及び保護を目的とした医療保護入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例１６条第６号）
15	患者診療録（〇/〇/〇） （P〇）	記録（〇:〇）	開示を前提として記録を作成しなければならないと、本人の感情や反応を考慮して記載内容が簡略化するなど消極化、形骸化するおそれがあり、精神障害者の医療及び保護を目的とした医療保護入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例１６条第６号）
16	患者診療録（〇/〇/〇） （P〇からP〇）	診療経過記録（〇:〇）	開示を前提として記録を作成しなければならないと、本人の感情や反応を考慮して記載内容が簡略化するなど消極化、形骸化するおそれがあり、精神障害者の医療及び保護を目的とした医療保護入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例１６条第６号）
17	患者診療録（〇/〇/〇） （P〇）	診療経過記録（〇:〇）	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの。（条例１６条第２号）
18	看護データベース （P〇）	その他の関連情報	開示を前提として記録を作成しなければならないと、本人の感情や反応を考慮して記載内容が簡略化するなど消極化、形骸化するおそれがあり、精神障害者の医療及び保護を目的とした医療保護入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例１６条第６号）
19	看護データベース （P〇）	その他の関連情報	開示を前提として記録を作成しなければならないと、本人の感情や反応を考慮して記載内容が簡略化するなど消極化、形骸化するおそれがあり、精神障害者の医療及び保護を目的とした医療保護入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例１６条第６号）
20	看護データベース （P〇）	その他の関連情報	開示を前提として記録を作成しなければならないと、本人の感情や反応を考慮して記載内容が簡略化するなど消極化、形骸化するおそれがあり、精神障害者の医療及び保護を目的とした医療保護入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例１６条第６号）
21	看護データベース （P〇）	その他の関連情報	開示を前提として記録を作成しなければならないと、本人の感情や反応を考慮して記載内容が簡略化するなど消極化、形骸化するおそれがあり、精神障害者の医療及び保護を目的とした医療保護入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例１６条第６号）